主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告会社及び被告人Aの弁護人島村鋭郎の上告趣意は、単なる法令適用を誤つた 違法を主張するものであつて刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査 しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年七月五日

最高裁判所第一小法廷

毅			野	眞	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	澤	裁判官
輔		悠	藤	旅	裁判官